

>>>>ダウンロード<<<<

○多治見市バリアフリー適合証交付要綱

平成19年12月11日告示第208号

改正

平成21年5月28日告示第126号

平成25年9月13日告示第223号

平成27年3月24日告示第95号

多治見市バリアフリー適合証交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者・障害者・乳幼児連れの方等が施設等を安心して利用できるように情報提供するとともに、バリアフリーへの意識高揚を図ることを目的として、バリアフリー適合証（別記様式第1号。以下「適合証」という。）の交付を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付基準)

第2条 市長は、不特定多数の市民が利用する施設・店舗等（以下「施設等」という。）で、別表に掲げる認定基準を全て満たしていると判断されるものに対して適合証を交付するものとする。

2 市長は、別表に掲げる優良認定基準を全て満たしていると判断される場合には、優良認定をすることができるものとし、優良認定をした場合には適合証の左上部分に優良の表示をしたバリアフリー優良適合証（別記様式第2号）を交付するものとする。

(交付申請)

第3条 適合証（バリアフリー優良適合証を含む。以下同じ。）の交付を希望する者（以下「申請者」という。）は、多治見市バリアフリー適合証交付申請書（別記様式第3号）に、施設等内部の平面図を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、適合証を交付するにあたり、申請者に必要な報告を求め、現地調査を行い、別表に定める基準に適合しているかどうか確認することができる。

3 市長は、第1項の請求により申請を受理したときは、多治見市バリアフリー推進協議会設置要綱（平成25年告示第223号）第1条に規定する多治見市バリアフリー推進協議会の意見を聴き、適合証の交付の適否を決定し、多治見市バリアフリー適合証交付決定通知書（別記様式第4号）又は多治見市バリアフリー適合証交付不適合通知書（別記様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(適合証の表示)

第4条 適合証の交付を受けた申請者（以下「認定者」という。）は、当該施設等の見やすい位置に、これを表示しなければならない。

(更新)

第5条 認定者は、適合証の交付を受けてから3年ごとに多治見市バリアフリー適合証更新申請書（別記様式第6号。以下「更新申請書」という。）により、更新の申請をしなければならない。

2 施設等の構造等に変更があるときは、認定者は、更新申請書に当該施設等の平面図及び現場の写真を添えて、変更箇所を明示しなければならない。

3 市長は、施設等の構造等に変更がある場合その他必要と認めた場合には現地調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、次のいずれかに該当するときは、適合証の交付決定を取消することができる。

- (1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 交付の対象となった施設等が改修等により交付基準に適合しなくなったとき。
- (3) その他市長が交付を不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年5月28日告示第126号）

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成25年9月13日告示第223号抄）

- 1 この告示は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日告示第95号）

- 1 この告示は、平成27年3月25日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の多治見市バリアフリー適合証交付要綱の規定により交付されている適合証は、この告示による改正後の多治見市バリアフリー適合証交付要綱の規定により交付されたものとみなす。

- ・別表（第2条、第3条関係）
- ・バリアフリー適合証交付基準

物的事項	認定基準	優良認定基準
①施設出入口・施設内の通路		
道路・駐車場から施設の出入口に至る敷地内通路の内法寸法	120 c m以上	140 c m以上
施設出入口に段差がある場合、スロープ又は段差を解消する措置をとっていること。	○	○
階段がある場合、必要な配慮がされていること。	手すりの設置	スロープの設置
点字・誘導ブロックが敷設されていること。 ※床面積が2,000㎡以上の施設に限る。	－	○
②スロープ		
内法寸法が140 c m以上であること。ただし階段と併設している場合は90 c m以上であること。	－	○
勾配は1／12（8％）以下であること。ただし高低差10 c m未満の場合は1／8（12.5％）以下であること。	－	○
③構造上・レイアウトの配慮		
施設出入口、不特定多数の者が利用する各室の出入口の内法寸法（複数設けられている場合は、1以上の出入口）	80 c m以上	90 c m以上
店内を利用する範囲でフラット化（段差や障害がないように床を整備することをいう。）がされ、車いす移動が可能であること。	○	○
④トイレ ※外来者用トイレが設置されている施設に限る。		
洋式トイレを設置していること。	○	○
手すりが設置されていること（洋式トイレのうち1以上）。	○	○
出入口の内法寸法（洋式トイレのうち1以上）	－	85 c m以上
外開き戸又はスライド式の扉であること（洋式トイレのうち1以上）。	－	○
⑤視覚障害者への配慮		
点字表示があること（見取図又は各室の出入口に室名を表示）。	○	○
拡大文字による表示があること。	－	○
音声案内があること。	－	○
⑥聴覚障害者への配慮		
耳マーク（国内で使用されている聞こえが不自由なことを表すマーク）が設置されていること。	○	○
筆談で対応できること。	○	○
手話で対応できること。	－	○
⑦身障者駐車場の設置		
出入口近くに設置され、身障者駐車場と分かる表示板があること。	－	○
駐車スペースの横幅寸法	－	350 c m以上

⑧エレベータの設置 ※2以上の階数を有する施設に限る。		
利用頻度が高く、施設の目的から必要な場合に設置があること。	○	○
人的事項		
①過去に、障害者・高齢者等の利用実績があること。	○	○
②障害者等への接遇、介助に関する研修を受講していること。	○	○
③障害者等への接遇マニュアルが設置されていること。	—	○
④従事者向けの研修制度があること。	—	○